

高知くらしの護身術

16

架空請求

代金引換郵便を悪用

(2006年7月19日掲載原稿)

架空請求に関する相談件数の傾向は減少に転じている。しかしながら、架空請求の手口はより悪質かつ巧妙になってきており、相談全体に占める割合も依然として高水準であり、なかでも60歳以上の高齢者からの相談が増加している。

当初は、預金口座への振込を要請する架空請求が主流であった。しかしその後、金融機関において不正な目的で利用されている可能性が高い口座の利用停止等が行われるようになり、代金引換郵便や現金書留で送金させる手口がでてきた。

代金引換郵便を悪用した事例としては、「有料サイト利用者に対し個人情報の抹消義務があるとして、情報削除依頼書及び情報削除証明書を代金引換郵便で送るので約5万円払い必ず受け取るように促すはがきを送付後に代金引換郵便が送りつけられた」というもので、この事例では一回目には代金を払い受け取ったがその後も送りつけられ不審に思いセンターに相談したというもの。

その他、速達郵便で「有料サイトの登録料が未納となっている。180万円払え」といったものや圧着はがきで「国民健康保険庁と公的機関を思わせる組織名をかたり、御連絡頂けない場合は、現在お持ちの保険証が使用停止になるので、至急連絡をください。」といったものがあります。

これらの架空請求があった場合には、次の行動をお願いします。①覚えがなかったり、納得がいかなければ相手への連絡はせずに支払わないこと②新たな手口に惑わされないように③高齢者に架空請求に関する情報を届けよう。④わからない場合は相談しよう。